7　居住者の外国税額控除について、国外源泉所得の範囲及び控除限度額の計算等の細目を定めることとした。（第二二一条の二～第二二一条の六、第二二二条、第二二二条の二、第二二四条及び第二二五条の二～第二二五条の一六関係）

8　年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算について、その者の非居住者期間内に生じた恒久的施設帰属所得があるときの外国税額控除の計算等の細目を定めることとした。（第二五八条関係）

9　確定申告において非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受ける居住者が、確定申告書に当該親族の各人別に添付等すべき書類について、その添付等を要しない場合の細目等を定めることとした。（第二六二条関係）

10　非居住者に対する所得税

非居住者に対する所得税について、次のとおり定めることとした。

㈠　国内源泉所得

国内にある資産の譲渡により生ずる所得その他の国内源泉所得の範囲の細目を定める。（第二七九条～第二九一条の二関係）

㈡　非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準等の計算

(1)　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算等の細目を定める。（第二九二条関係）

(2)　非居住者の恒久的施設に帰せられるべき純資産の額の計算方法及び恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額のうち恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上必要経費に算入しない金額の計算等の細目について定める。（第二九二条の三関係）

(3)　非居住者の恒久的施設と事業場等との間で、国内不動産の譲渡所得又は貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引があった場合の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算の細目を定める。（第二九二条の四関係）

(4)　恒久的施設を有する非居住者が恒久的施設帰属所得及びその他の国内源泉所得を有する場合における総合課税に係る所得税の課税標準の計算方法を定める。（第二九二条の六関係）

㈢　非居住者に係る外国税額控除

非居住者の外国税額控除について、国外源泉所得の範囲、控除限度額の計算及び控除の対象とならない外国所得税の額等の細目について定める。（第二九二条の七～第二九二条の一四関係）

11　給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等すべき書類について、その手続の細目等を定めることとした。（第三一六条の二、第三一八条の二、第三一八条の三及び第三一九条の一一関係）

12　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四二号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　公益法人等の収益事業の範囲について、次のとおり整備を行うこととした。（第五条関係）

㈠　民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業を収益事業から除外する措置におけるその支援限度額の算定対象となる施設に都市再生特別措置法の公益的施設を加える。

㈡　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が債権の管理及び回収の業務として行う金銭貸付業を収益事業から除外する措置を廃止する。

㈢　独立行政法人情報通信研究機構が債権の管理及び回収の業務として行う金銭貸付業を収益事業から除外する措置を廃止する。

2　資本金等の額及び利益積立金額について、出資等減少分配を行った場合の計算の細目を定めることとした。（第八条及び第九条関係）

3　受取配当等の益金不算入制度について、次のとおり整備を行うこととした。（第一九条、第二〇条、第二二条、第二二条の三、第二二条の三の二、第一五五条の七、第一五五条の八及び第一五五条の一〇～第一五五条の一一関係）

㈠　関連法人株式等の範囲を定める。

㈡　非支配目的株式等の範囲を定める。

㈢　関連法人株式等に係る負債利子控除の計算の細目を定める。

㈣　負債利子控除の計算に関する簡便法の基準年度を平成二七年四月一日から平成二九年四月一日までの間に開始する各事業年度とする。

4　外国子会社配当益金不算入制度について、外国子会社から受ける剰余金の配当等の額のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された部分の金額の計算方法を定めることとした。（第二二条の四関係）

5　配当等の額とみなす金額について、次のとおり整備を行うこととした。（第二三条関係）

㈠　出資等減少分配により金銭の交付を受けた場合における所有株式に対応する資本金等の額の計算の細目を定める。

㈡　配当等の額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から株式の併合に反対する株主の買取請求に基づくものを除外する。

㈢　みなし配当の額が生ずる基因となる事由により金銭その他の資産の交付が行われる場合の通知事項に、その事由の生じた日の前日における発行済株式等の総数を加える。

6　役員給与の損金不算入制度について、利益連動給与の決定手続に監査等委員会設置会社である場合の取締役会の決議による決定を、使用人兼務役員とされない役員に監査等委員である取締役を、それぞれ加えることとした。（第六九条及び第七一条関係）

7　欠損金の繰越控除制度における控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする措置について、次の事由等の細目を定めることとした。（第一一二条、第一一六条の二及び第一五五条の二一の二関係）

㈠　法人の事業の再生が図られたと認められる事由

㈡　更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日まで等の期間を短縮する事実

㈢　法人の設立の日とする日

㈣　法人の設立の日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度から除く事業年度に係る金融商品取引所に上場されたこと等の事由

8　繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定等について、オプション取引に係る有効性判定については、申告書の提出期限までに基礎商品変動差額とヘッジ対象資産等評価差額とを比較する方法等により有効性判定を行う旨等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した法人は、その方法等によることができることとした。（第一二一条、第一二一条の三の二、第一二一条の四、第一二一条の七、第一二一条の九の二及び第一二一条の一〇関係）

9　借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定により大深度地下の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業としてその認可を受けた事業に係る事業計画書に記載されたものにより設置される施設又は工作物のうち一定のものに該当する施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定がされた場合において、その設定の直前の土地の価額のうちに、その価額からその設定の直後におけるその土地の価額を控除した残額に二を乗じて計算した金額に地表から大深度までの